

提出書類一覧表（建設工事）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類	市内	準市内	市外	備考
1	入札参加資格審査申請書（第1号様式の1）	△	△	×	・オンライン申請の場合は提出不要です。 ・押印は不要です。 ・奈良市の希望業種に係る注意事項 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した希望業種一覧の中から希望する業種の業種番号を記入してください。ただし、最大3業種までとします。その他の業種については、右欄に記入してください。 ・企業局の希望業種に係る参加条件及び注意事項 (1)経審を受審した希望業種一覧より、1業者につき最大2業種まで選択してください。 (2)送・配水管工事、鉛給水管布設替工事の登録を希望される業者は、奈良市企業局指定給水装置工事事業者に限ります。 (3)土木工事業については、下水道工事及び土木一式工事を含みます。 (4)指名競争入札は、建設業法の許可業種を優先します。 (5)①から⑧までに無い業種を希望する場合は「その他」を選択してください。
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	○	・審査基準日が令和5年9月1日から令和6年8月31日までのものに限りします。 ・オンライン申請の場合は、申請フォーム中の指定する場所にデータで添付してください。
3	従業員名簿（第2号様式）	○	×	×	
4	経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）	○	○	○	
5	経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）	○	○	○	
6	営業所一覧表	×	○	○	
7	建設業許可申請書のうち、様式第七号（経營業務の管理責任者証明書）（写し）	○	○	×	
8	建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号（1）又は（2）（専任技術者一覧表・専任技術者証明書）（写し）	○	×	×	
9	建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ	○	×	○	
10	建設業許可申請書のうち、別紙二（1）又は二（2）（営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分）（写し）	×	○	○	
11	商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法大のみ）				共通様式にあるため削りました。（12月23日追記）
12	官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の経審の写し	△	×	×	

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。

提出書類一覧表（コンサルタント）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要								
番号	提出書類	建設 コンサル タル	測 量	建 築 設 計	地 質 調 査	補 償 コン サル タル	そ の 他	備考
1	入札参加資格審査申請書（第1号様式の2）	△	△	△	△	△	△	・オンライン申請の場合は提出不要です。 ・押印は不要です。
2	業者概要調書（第3号様式）	○	○	○	○	○	○	
3	業態調書（第4号様式）	△	△	△	△	△	△	オンライン申請の場合は提出不要です。
4	営業所一覧表（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）	○	○	○	○	○	○	
5	技術職員名簿（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）	○	○	○	○	○	○	
6	営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）	○	○	○	○	○	△	・建築設計について、市内業者又は準市内業者においては奈良市内に所在地を有する建築士事務所の登録証明書を提出してください。（※建築設計については、準市内業者も制限付一般競争入札に参加可能としています。ただし、企業局を除きます。） ・その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定の業務を登録する場合のみ提出が必要です。
7	業務実績調書（過去2年分）（任意様式）	○	○	○	○	○	○	
8	現況報告書（建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。）	○	—	—	○	○	—	

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。

提出書類一覧表（工事関係の物品・工事用資材）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類		備考
1	入札参加資格審査申請書（第1号様式の3）	△	・オンライン申請の場合は提出不要です。 ・押印は不要です。
2	取扱品目一覧表（任意様式）	○	
3	年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本、職員数、営業年数）等を示す書類（任意様式）	○	

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。

提出書類一覧表（共通）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類	市内	準市内	市外	省略可否	備考
共通－１	共通様式	△	△	×	オンラインで申請する場合は不要	<u>3. 市税等の納付状況の照会について</u> ・本市の市税等の納付状況について、担当課への照会に同意する場合はチェックを入れてください。 ・同意により、市税納税証明書、水道料金・下水道使用料納付証明書の提出を省略することができます。 <u>6. 委任事項（委任する場合のみ）</u> ・市との取引の権限を支店長、営業所長等に委任する場合は本欄に記入してください。資格有効期間中の入札、契約及び代金の請求受領等は、委任を受けた支店長等名で行うことになります。また、電子入札等への参加を希望される場合の電子証明書（ＩＣカード）の名義人についても、委任を受けた支店長等名とする必要がありますのでご注意ください。 <u>9. 本市の市長、副市長及び教育長並びに奈良市議会議員との関係の有無</u> 申請日時点の役員一覧について、法人の場合は商業登記履歴事項全部証明書にある役員を記入してください。なお、枠に書ききれない場合であっても枠の大きさは変更せず、記入可能な役員を記入のうえで「他○名」と記入してください。
共通－２	商業登記履歴事項全部証明書（写し）	△	△	△		法人のみ提出が必要です。申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
共通－３	財務諸表（直近２年分）（写し） ・個人 貸借対照表、損益計算書 ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書	△	△	△		工事：市内業者のみ直近２年分の提出が必要。（準市内、市外は不要） コンサル：地域区分に関わらず直近１年分の提出が必要。 物品：地域区分に関わらず提出不要。
共通－４	奈良市国民健康保険料納付証明書（写し可）	△	×	×		・個人事業主の場合で、事業主が本市の国民健康保険料を賦課されている場合のみ提出が必要です。 ・本市の後期高齢者医療保険料納付状況書や、他市の国民健康保険料や他団体の健康保険（建設国保等）の納付証明書は不要です。 ・直近２年度分を提出してください。 ・申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、国保年金課のホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/site/kokuminkenkouhoken/68976.html）をご確認ください。
共通－５	奈良市税納税証明書（写し可）	△	△	△	オンライン申請又は申請書で同意した場合は省略可能	・市外業者で、本市の市税を賦課されていない場合は提出不要です。なお、その旨を共通様式にご記入ください。 ・直近２年度分を提出してください。 ・申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、市民税課のホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/13/9273.html）をご確認ください。 なお、全ての税目についての証明書を提出していただきますようお願いいたします。（記載例参照）
共通－６	奈良市水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）	△	△	△	同上	・本市の水道料金の支払対象者ではない場合は、提出不要です。なお、その旨を共通様式にご記入ください。 ・直近２年度分を提出してください。 ・申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、企業局のホームページ（https://h2o.nara.nara.jp/info_974.html）をご確認ください。
共通－７	国税の納税証明書（写し）	○	○	○		・申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。 ・所轄税務署長（都道府県税事務所ではありません。）で発行される次の書類を提出してください。 ア. 法人：様式その３ 又は 様式その３の３（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） イ. 個人：様式その３ 又は 様式その３の２（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）
共通－８	障害者雇用状況報告書（写し）	△	△	△		法律により提出が義務付けられている場合に限り提出してください。
共通－９	労働保険料納付証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたものに限る。申告書、領収書等は不可）	○	○	○		・申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（１２月２３日追記） ・証明書の申請において期間の設定が必要な場合は直近１年度分としてください。（１月８日追記） ・納付額の証明、未納がないことの証明のいずれでも可。（１月８日追記）
共通－１０	認証登録証（ISO9001、ISO14001、ISO27001、プライバシーマーク、災害協定）の写し	△	△	△		該当がある場合のみ、有効期間内のものを提出してください。